

第82回 統計委員会 議事録

1 日時 平成26年12月8日（月）14:29～15:04

2 場所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、川崎委員、北村委員、西郷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議事

- (1) 諮問第74号の答申「内航船舶輸送統計調査の変更について」
- (2) 諮問第75号の答申「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」
- (3) 諮問第76号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」
- (4) 部会に属すべき専門委員の指名について
- (5) 部会の審議状況について
- (6) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、ほぼ定刻となりましたので、ただ今から第82回統計委員会を開催いたします。

本日は、黒澤委員、津谷委員、白波瀬委員、中島委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について事務局から簡単にお願

いたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について議事の内容と併せて確認いたします。

本日は、答申が2件、諮問が1件、部会の審議状況の報告が1件あります。

まず、資料1で内航船舶輸送統計調査の変更についての答申（案）を御審議いただきます。次に、資料2で疾病、傷害及び死因等の統計分類の変更についての答申（案）を御審議いただきます。次に、資料3で国民生活基礎調査に係る匿名データの作成についての諮問の説明があります。資料4は、それに伴う専門委員の部会への配属を示すものです。最後に、資料5で9月10日に諮問されました国民経済計算の作成基準の変更に関して、国民経済計算部会の審議状況について御報告いただきます。

以上です。

○西村委員長 それでは、議事に移ります。

サービス統計・企業統計部会において審議されている諮問第74号の答申「内航船舶輸送統計調査の変更」について、サービス統計・企業統計部会の廣松部会長から御説明をお願いいたします。

○廣松委員 諮問第74号「内航船舶輸送統計調査の変更について」は、本年10月20日の統計委員会に諮問され、サービス統計・企業統計部会に審議が付託されました。

当部会では、11月に計2回の審議を行い、今回、答申（案）を取りまとめるに至りましたので、御報告をいたします。

お手元の資料1の1ページから6ページが答申（案）です。また、7ページから資料1の参考資料1として、第51回の部会審議の議事概要を、11ページから資料1の参考資料2として、本年10月に諮問した際の資料をそれぞれ添付しております。

それでは、答申（案）について御報告いたします。

まず、答申（案）の構成についてです。

1ページの「1 本調査計画の変更」についてですが、これについては「（1）承認の適否」「（2）理由等」として、今回の変更事項について適宜内容や適否の判断、その理由を記載しております。

また、4ページに「2 平成22年4月以降の調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）時の指摘事項への対応状況」、5ページに「3 オンライン調査の推進」の各項目を設けております。

本日は、時間も限られていますので、ポイントを絞って御報告いたします。

まずは、答申（案）の1ページ、「1 本調査計画の変更」についてです。

「（1）承認の適否」として、今回の変更について、部会としては承認して差し支えないと判断いたしました。

次に「（2）理由等」ですが、そのうち「ア 報告を求める者の変更」についてです。これには変更事項が2点あります。

1点目は、営業用調査の母集団数を「約780事業者」から「約530事業者」に変更する計画です。

これについては、母集団情報の整備に当たって、国土交通省が平成25年度に実施した内航船舶輸送統計母集団調査（5年周期）から得られた最新の調査結果を利用するとともに、調査対象の範囲の定義に沿って調査対象を精査した結果であることから、適当であると判断いたしました。

続いて、2ページに移っていただき、2点目の営業用調査の調査対象事業者の選定方法について、層区分をこれまでの「44層区分」から「17層区分」に、また、報告者数を「約200事業者」から「約180事業者」にそれぞれ変更する計画についてです。

これについては「第Ⅱ期基本計画」において、内航海運における燃料消費量を把握する統計の精度向上が求められていることを踏まえ、標本設計を見直したものであり、従前の層区分で懸念されていた拡大推計への支障が解消されることから、適当であると判断いたしました。

次に、「イ 集計事項の変更」についてです。

これも変更事項が2点あります。

1点目ですが、本調査の営業用調査結果のうち、年次の集計事項について、新たに「貨物船用途別、油種別燃料消費量」を追加する計画についてです。

3ページですが、既存の調査事項を活用し、集計表の充実化を図るものであり、報告者に新たな負担を課すことなく、新たな行政ニーズにも応えるものであるものの、一部について内容を変更する必要があるため、結論としては、おおむね適当であるとしております。

具体的には、3ページの中ほどのただし書以降のところですが、従前から公表されている用途別の燃料消費量に係る集計表にある「輸送効率」等の集計事項を、新たな貨物船用途別の集計表にも追加した方が、より統計利用者への利便性の向上を図ることができるため、図2のとおり、集計表を変更する必要があることを指摘しています。

次に、4ページに移ります。

2点目の営業用調査及び自家用調査の月報及び年報に係る集計事項のうち、品目別区分について細分又は統合を行う計画についてです。

これについては、第Ⅱ期基本計画において、物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一が求められていることを踏まえて、国土交通省において検討された、本調査、港湾調査及び自動車輸送統計調査の3調査における輸送貨物の品目分類の見直し結果を基に、品目別区分の細分又は統合を行うものであり、3調査相互の比較可能性の向上を図るものであることから、適当であると判断いたしました。

次に、4ページの下のところですが。

「2 平成22年4月以降の調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）時の指摘事項への対応状況」についてです。

平成21年12月の本調査の軽微変更に係る承認の際に、総務省から国土交通省に対し以下

の2点の事項が指摘されております。

まず、1点目の「(1) 母集団の的確な把握について」は、これまで御説明したとおり、所要な対応がなされていることから適当であると判断いたしました。

次に、2点目の「(2) 調査結果の公表早期化について」です。最初に、本件の前提として調査結果の公表に関する政府全体の合意事項である申請負担軽減対策について記載しております。

続いて、営業用調査の結果の遅延状況、国土交通省の督促強化等の取組状況、更に遅延の要因分析を行った結果、新たに判明した「会計締め日」といった構造的な問題等について記載しております。

このようなことを踏まえ、公表の早期化を図る観点から、国土交通省は、平成27年4月調査以降は、公表予定期限までに集計可能な調査票情報を用いて、全体の動向把握に資する一定のトレンドが分かる主要指標の概数等を、公表予定日までに「速報」として公表し、その後速やかに集計表全体を「確報」として公表することとしております。

これについては、統計利用者のニーズに応えるものであることから、適当であると判断いたしました。

次に、6ページに移ります。

「3 オンライン調査の推進」についてです。

本調査のうち、営業用調査のオンライン調査の利用率は50%前後と一定の利用状況は見られますが、自家用調査のオンライン調査の利用率は0%という状況にあります。

これについては、反復継続的な形で調査が実施されているなど、自家用、営業用の両調査ともにオンライン利用率の向上を図る余地が認められることを踏まえて、国土交通省は、従前から実施している取組に加え、新たに電子メールによる報告が行われる旨の周知、広報等の取組を実施していくこととしており、これらの取組は、オンライン利用率の向上に資するものと考えられることから、適当であると判断いたしました。

最後になりますが、今回の答申において、今後の課題として特に記載する事項はありません。

部会審議において、自家用調査におけるオンライン調査の推進を課題とすることは今後の課題としてあり得るのではないかとといった意見がありましたが、第Ⅱ期基本計画において、オンライン調査の推進は政府統計全体の課題とされており、次回諮問時の際に当然の論点として、この点がフォローされるものであると考えられ、部会として今後の課題に特記するまでもないという結論に至った次第です。

答申(案)の説明、私からの御報告は以上です。

○西村委員長 ただ今の御説明について御意見、御質問等がございますでしょうか。

○廣松委員 一言だけ補足いたしますと、内航船舶輸送は、例えば、貨物の重量、トン単位ですと極めて少なく、圧倒的にトラックによる陸の輸送が多いのですが、それをトンキロにしますと、現在でも30%程度のウエイトを占めております。その意味で、内航船舶輸

送統計調査に関しては、今後も充実をしていく必要がある。さらに、今回は貨物船用途別、油種別の燃料消費量も集計項目として新たに公表されることになりましたので、一定の改善が見られたものと考えております。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

今の点は非常に重要で、確かに形式としては違いますが、トンキロで見ると非常に大きく、まだ十分重要な役割を果たしているということがあるとすると、それについてどういう形で他の統計との関係を含めながらこの統計を持続していくかは大きな論点になると思います。今後の論点としてお受けしたいと思います。

それでは、答申（案）についてお諮りしたいと思います。「内航船舶輸送統計調査の変更について」の本委員会の答申は、資料1のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」）

○西村委員長 異議はないということで、それでは、資料1によって総務大臣に対して答申いたします。

ありがとうございました。また、サービス統計・企業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での審議、どうもありがとうございました。

次の議事に移りたいと思います。

統計基準部会において審議されています諮問第75号の答申「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更」につきまして、統計基準部会の中村部会長から御説明をお願いいたします。

○中村委員 それでは、諮問第75号「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更」について、先週12月2日に統計基準部会を開催し、審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

諮問時の統計委員会におきまして、改定された分類がWHO勧告に基づくものか、あるいは我が国の実情に整合させたものか区分けしてほしいとの意見がありました。

部会におきまして、厚生労働省から区分けした資料の提示があり、それを基に審議いたしました。

お手元の資料2に参考1として議事概要が添付されておりますので、そちらを御覧ください。

各委員からの意見を（2）でまとめております。

まず、今回の改定により記入者負担が増加しないのかという質問がありました。これに対して、記入者が日本語で記入すること自体に変化はないので負担増にはならないが、ただし、分類が細分化した部分もあるので、関係者への周知が必要という回答がありました。

また、本分類を利用して集計されている調査結果を見ると、「その他」の割合が大きいところではありますが、今回の改定でさらにこの割合が高まることはないのかという質問がありました。これに対しては、分類が細分化されたことによりデータが精緻化されるので、「その他」が増えることはないという回答がありました。

裏面に参りまして、時系列比較への対応について、これは今までも作成しているところですが、今回も新旧の分類項目対照表である「トランスレーター（分類項目対照表）」を作成して対応するということでした。

最後に、今回の改定で新たに分かることがあるのかという質問がありました。これにつきましては、地震による受傷としてしか区分されていなかったもののうち「津波による受傷」が特出しされ、我が国での実態がより明確に把握されるとの回答がありました。この「津波による受傷」は、我が国からWHOに提案して追加された項目です。

以上の審議の結果、今回の改定は適当と判断しましたので、答申（案）について御説明したいと思えます。

最初のページに戻っていただきまして、答申（案）になりますが、「1 変更の適否」について、変更しても差し支えないと判断いたしました。

「2 理由等」についてですが、今回の改定はWHO勧告に基づくものであり、また、我が国の用語との整合性を図るものでもあります。また、我が国の実態にも配慮した変更となっていることから、適当であると判断いたしました。

なお、今回の疾病分類を始め産業分類、職業分類など統計基準については、第Ⅱ期基本計画において、定期的に改善の必要性につき検討し、必要に応じて所要の措置を講ずるとされており、その際には、利用者の利便性などにも配慮する必要があるものといったしました。

また、今回の改定で正確な統計を作成するためには、関係者への周知が必要不可欠でありますので、厚生労働省は、今回の変更について理解を得られるように努力すべきといったしました。

以上が答申（案）の説明です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について御意見、御質問等はございますでしょうか。

特にないようでしたら、答申（案）についてお諮りしたいと思えます。

「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」の本委員会の答申は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」）

○西村委員長 異議ないということで、資料2によって総務大臣に対して答申いたします。

ありがとうございます。また、統計基準部会に所属される委員の方々におかれましては、部会での審議をどうもありがとうございました。

次の議事に移りたいと思えます。

諮問第76号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成」につきまして、事務局と厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○田中厚生労働省大臣官房統計情報部企画審査解析室長 厚生労働省です。

お手元の資料3を御覧ください。

資料3については、国民生活基礎調査に係る匿名データの作成についての諮問文です。

1 ページおめくりください。

「諮問の概要」ということで別紙として用意しています。

「1 国民生活基礎調査について」は、健康、医療、福祉、年金、所得等の国民生活の基礎的情報を調査し、厚生労働行政の企画や運用に役立つ基礎資料とすることを目的としており、昭和61年を初年の調査として開始されておりますが、その後、3年ごとに大規模な調査として調査票の数も多く、また、調査対象の数も多くということで、調査を実施しています。

こちらの調査については、現在、平成13年、平成16年に加え、本年より平成19年の匿名データを作成、提供しているところですが、本諮問に当たっては、平成10年、平成19年よりも更に新しいということで、平成22年の匿名データを作成、提供したいということでお諮りするものです。

こちらにつきましては、先般平成19年の調査についての匿名データをお作りさせていただいたときに御審議いただきましたが、こちらの匿名化手法を原則として用いてこの2か年分のデータを作成したいというものです。

「3 匿名データの種類」です。

こちらについては、調査票の数の種類や、あるいは調査票の種類により調査対象の数が変わることがあり、利便性に資するために匿名データの種類を2つに分けて作成しています。

3 ページを御覧ください。

こちらにつきましては、特に2番のところですが匿名データについては、世帯票と健康票が大きく調査をされており、そのうち一部の地域、地区ということで、所得票と貯蓄票に関する調査をしています。

その関係上、真ん中辺のところですが、調査本体のサンプルサイズが世帯票、健康票が平成10年は25万、平成22年が23万に對しまして、所得票、貯蓄票は少し少ない3万、2万6,000世帯ということになっていきますので、これをベースにそれぞれ約2割ということでリサンプリングさせていただくデータをそれぞれ作成して、1ページにお戻りいただきたいのですが、人口、社会統計の分野での分析あるいは所得票、貯蓄票を含めると、所得、貯蓄に関する分析を想定した利用に寄与するというところで、匿名データを作成しています。

平成19年のデータに準じた形で作成するというところでございまして「4 匿名データの作成方法の変更点一覧」ということで用意しています。

これについて詳しい資料になりますが、おめくりいただき4ページになります。

主な変更点を挙げさせていただきました。

平成19年に比べ、平成10年の調査については、住居の状況になりますが、今のデータは平米数で出ておりますが、こちらについては畳の枚数となっておりますので、畳数と変わっています。こちらについてデータを提供ということになりますが、トップコーディングや

ボトムコーディングをさせていただきたい。

また、準同居の状況をこのときまでは調べていたのですが、平成19年ではなく、ここは遡って見たときに新しい項目になります。

また、平成22年の調査分については、トップコーディングの仕方を変えるわけではありません。統計の数字が少し動いているものですから、トップコーディングの仕方、実際の閾値が変わってくるということです。

平成22年の調査の変更ということで掲げていますが、例えば、心の状態については、今までは元々の集計の形に合わせる形での提供ということで、心の状態が、例えば幾つかの状態を聞いているわけですが、その個数でお答えいただいたのは、そのまま提供させていただくということで変更させていただきたい。

平成22年の調査につきまして、新しく把握をされたところについてここに記載しておりますが、「同居していない者の数」「学校の種類」などの提供、あるいは一部については、匿名化の措置を講じながら提供をします。

最後のところに掲げていますが、平成19年の調査の匿名データを作らせていただくときに御答申いただいたときの指摘事項でして、3点ありましたが、これについては、基本的に状況がなかなか変わっていないということからの提供は難しいところではありますが、最後に掲げている対象年次は拡大をしながら、さらに、データの提供の時期について、早期化を図ることでお諮りさせていただきます。

また、お手元の資料の後半については、チェックリストあるいは提供項目、もともとの平成10年、平成22年の調査票、答申時の対応について幾つかピックアップして書いている資料を付けています。

諮問の内容につきましては、以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は匿名データ部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はございますでしょうか。

では、本件については、匿名データ部会で御審議いただき、その結果について委員会に御報告いただくこととします。北村部会長、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

今回諮問された国民生活基本調査に係る匿名データ作成の審議に参加していただくため、資料4のとおり3名の専門委員に匿名データ部会に所属していただきますので、よろしく願いいたします。

次いで、国民経済計算部会に付託されている「国民経済計算の作成基準の変更」の審議状況につきまして、中村部会長代理から御報告をお願いいたします。

○中村委員 それでは、11月26日に開催いたしました第15回国民経済計算部会につきまして、その審議状況を御報告申し上げます。

お手元の資料5を御覧ください。

今回の部会では「国民経済計算次回基準改定に向けた対応について」を議題とし、「一般政府と公的企業との間の例外的支払の取扱いの精緻化」、「雇用者ストックオプションの取扱い」、「企業年金の記録方法の変更」への対応について審議を行いました。

まず、一般政府と公的企業との間の不定期的な支払いであるいわゆる例外的支払の扱いについて、現行の日本のSNAでは、これを資本移転として記録しております。次回の基準においては、2008SNAの考え方を踏まえ、これを金融資産の持分の引き出し、追加として記録するという事です。この変更により、これがプライマリーバランスに影響を与えることがなくなります。

この問題については、委員から持分につきまして次回基準ではどのように記録するのかという質問がありました。事務局からは、現行は持分は「株式・出資金」の内数に含まれているところ、次回基準では、これを細分化して「その他の持分」に含めて表章することを検討しているとの回答がありました。

事務局案に対し特段反対意見はありませんでしたので、部会として事務局案を了承することとしました。

次に「雇用者ストックオプションの取扱い」について議論を行いました。

これは、次回基準では、企業が雇用者に対して付与する株式の購入権である雇用者ストックオプションの価値を計測し、雇用者報酬や金融資産に記録するというものであります。

これにつきましては、委員から今後の動向によりインパクトが大きくなる可能性がある点に留意して、推計方法について定期的な検証が必要との意見があったほか、海外での導入状況あるいは株価が変動した場合、計数にどのような影響があるのかといった質問がありました。事務局から、オーストラリア、カナダ、ヨーロッパで導入されており、具体的な数値は分かりませんが、インパクトは日本の場合よりも大きい模様であるということとあります。また、企業会計基準では雇用者ストックオプションの価値は価格が変動した場合においても権利付与時点での価値を記録すればよいとされており、株価変動によって計数は影響を受けないなどの回答がありました。

こちら事務局案に反対意見はありませんでしたので、部会として事務局案を了承することとしました。

次に「企業年金の記録方法の変更」について審議を行いました。

これは、確定給付型の企業年金の受給権について、現行の日本のSNAではストック面におきましては年金数理に基づく発生ベースの記録がされているものの基礎資料との関係で上場企業が中心となっております。また、フロー面では、これは発生ベースではなくて、実際に支払われた金額ベースで記録されております。次回基準改定では、2008SNAの考え方を踏まえつつ、ストックを推計により一国ベースに拡大するとともに、フローにつきましても、ストックと整合的に発生ベースで記録するという方針が示されております。

これについては、委員から本事項への対応によって貯蓄が改定されるのに伴い、消費性向に変化はないのか、あるいは労働分配率に影響があるのかといった質問がありました。

事務局から、SNAマニュアルでは、消費性向の定義が明示的には示されておきませんので、この点は統計利用者の使い方によるということ、労働分配率については、分子の雇用者報酬が実際支払われている退職一時金から、いわば追加的に発生する支払義務に記録方法が変更されることから、本事項だけの影響を見れば労働分配率が現行より低下する可能性はあるものの、他の要因と合わせてどう変わるかは現時点では分からないなどの回答がございました。

こちら事務局案について反対意見はありませんでしたので、部会としても事務局案につき了承することとしました。

なお、委員からも要望がありましたが、この事項につきましては内容が非常に複雑であることから、次回基準改定の公表に向けては、現行基準からの変更点やその影響についてユーザーに分かりやすく説明いただきたい旨を私から申し上げました。

なお、次回の部会は来年1月下旬に開催予定としております。

議論の詳細は、後日報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について御質問はございますでしょうか。

特に、企業年金の記録方法の変更は本当に分かりにくくて、かつ国際比較のときに非常に、下手をすると大きな誤解が生じる可能性があるのも、かなり数字が変わりますので、これについては十分な御説明をお願いしたいと思います。

それでは、引き続き国民経済計算部会について御審議いただきますようお願いいたします。

それでは、本日の議題は以上ですので、最後に次回の日程について事務局から連絡をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の委員会は1月29日木曜日の午前中、本日と同様にこの会議室で開催することといたします。詳細につきましては、別途御連絡申し上げます。

○西村委員長 以上をもちまして、第82回統計委員会を終了いたします。

ありがとうございます。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 なお、この後5分ほど空けて、本会議室にて基本計画部会を開催いたします。引き続き御出席いただきますようお願いいたします。